

資料 6-1 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 4 年 3 月 24 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

障害者支援施設の指定の一部効力停止処分事例の報告について

1 はじめに

本市では、令和 3 年度に 1 件の障害者支援施設の指定の一部効力停止処分を行いました。

そこで、行政処分を行った事例を改めて周知するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく不利益処分について、一般的な事項を説明いたします。

2 本市が行った行政処分

(1) 指定の一部効力停止処分

ア 令和 3 年度

事業者名（事業所名）	社会福祉法人首都圏光の村（千葉光の村授産園）
事業の種類	施設入所支援、生活介護、就労継続支援 B 型
効力停止期間	新規利用者の受入停止 6 か月 (令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日)
処分事由	<p>(1) 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第 50 条第 3 項で準用する同条第 1 項第 2 号該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が問題行動をしたとき、1 つ 5kg の砂袋を両手に持たせて 4 時間を目安に長時間立たせる行為について、2 人の利用者に対し行っていた。 ・上記の行為が食事時間をまたぐ場合、終了後に食べさせる。その際、衛生面で問題のある生ものなどは除き、パンなど保存ができるもののみ食べさせる。 <p>(2) 関係法令違反（障害者総合支援法第 50 条第 3 項で準用する同条第 1 項第 9 号該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人格尊重義務違反となる行為を職員が把握していたにもかかわらず、通報を行わなかったことは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく通報義務に違反する。

※上記の行政処分情報の詳細は、本市ホームページにも掲載している。

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/gyouseisyobun_ichiran.htm

※令和 3 年度処分の詳細は、別添「記者発表資料」参照。

3 不利益処分について

(1) 不利益処分の種類（根拠法条）とその内容

ア 命令（障害者総合支援法第49条第5項）

条例で定める基準に適合していない等の事実が認められ、是正措置を勧告した後、正当な理由がなくその勧告に係る是正措置をとらなかった場合は、その旨を公表するとともに、当該指定事業者等に対し期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

事業所が命令にも従わない場合は、指定の取消し、全部効力停止又は一部効力停止のいずれかの処分を行うこととなる。

イ 指定取消（障害者総合支援法第50条）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合であって、その違反の程度が著しいときは、当該指定障害福祉サービスの指定を取り消すことができる。

なお指定取消処分を受けた場合、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等が行えなくなるほか、当該法人及びその役員等は5年間「欠格事由該当者」となり、他自治体においても新規指定を受けることができなくなる。

ウ 指定の全部効力停止（障害者総合支援法第50条）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ、期間を定めて指定の全部効力停止を行う。

全部効力停止処分により、効力停止期間中は、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等を行えなくなる。

なお、効力停止期間は、概ね1月～1年程度である。

エ 指定の一部効力停止（障害者総合支援法第50条）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ、期間を定めて指定の一部効力停止を行う。

なお、効力停止の内容は新規利用者の受入停止が想定され、効力停止期間は概ね1月～1年程度である。

オ 不正利得及び加算金の徴収決定（障害者総合支援法第8条第2項）

指定事業者が、偽りその他不正の行為により自立支援給付費の支給を受けたときは、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額（＝40%の加算金）を徴収する。

この徴収金は、地方税の滞納処分の例により処分することができ、督促後もなお滞

納状態が継続する場合、市は、裁判所の手続によることなく、預金差押え等の強制執行を行うこととなる。

(2) 処分による事実上の影響

ア 処分の公表及び周知

本市では、指定取消処分及び全部又は一部の効力停止処分をしたときは、記者発表をするほか、市ホームページにも行政処分情報を掲載し、厚生労働省、他自治体及び市内事業所への周知もあわせて行う。

さらに、指定取消処分をしたときは、処分した旨を公示し、欠格事由該当については厚生労働省及び他自治体に対する情報提供も行う。

また、命令をしたときは、その旨を公示し、市ホームページにも行政処分情報を掲載する。

これらの公表及び周知により、処分を受けた事業者は、社会的な信用を失うなどの大きな事実上の不利益を受けることとなる。

イ 利用者・他事業所への影響

指定取消しや全部効力停止の場合、利用者にとっては、突然事業所が利用できなくなるため、今後もサービスの利用を行うのであれば、移転先を探す必要が生じる。

近隣事業所は、受入れの可否を検討することとなる。

処分を受けた事業所は、利用者及び相談支援事業者への連絡、移転先探しの協力、近隣事業所への依頼等を自ら行う責任がある。

(3) 刑罰

虚偽答弁・報告及び不正請求については、刑法 264 条（詐欺罪・10 年以下の懲役）、児童福祉法第 62 条第 4 号（30 万円以下の罰金）等の罰則規定が適用され得る。

以上